

平成30年度
福島町議会定例会
4月会議議案

説明資料

福島町

平成30年度福島町議会定例会 4月会議議案説明資料 目次

議案 番号	件 名	頁
1	職員の給与に関する条例の一部改正について	1
2	町税条例の一部改正について	2
3	福島町国民健康保険税条例の一部改正について	4
4	福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	6
5	平成30年度福島町一般会計補正予算(第2号)	
	事務事業別説明資料	7
7	平成30年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)	8

議案第 1 号関係

職員の給与に関する条例の一部改正について

1 改正の目的について

職員の給与に関する条例において、等級別基準職務表を規定しておりますが、町立診療所の開設にあたり、事務長、看護師及び准看護師の職を新たに追加し、また、グループ制から課制に変更したときに、係、課長補佐及び課長の定義に主任、学芸員、課長補佐、センター長及び支所長が明記されていなかったことから、条例の一部を改正しようとするものであります。

2 改正の概要について

等級別基準職務表を次のとおり改正しようとするものであります。

定 義	改正前	改正後
(1) 係	主事、主事補、技師、技師補、保育士、保健師、栄養士、運転手、用務員	<u>主任</u> 、主事、主事補、技師、技師補、保育士、保健師、栄養士、運転手、用務員、 <u>看護師、准看護師、学芸員</u>
(2) 係長	係長、主査	係長、主査
(3) 課長補佐	次長、主幹	<u>課長補佐</u> 、次長、主幹
(4) 課長	課長、参事、局長、所長、室長	課長、参事、局長、所長、室長、 <u>事務長、センター長、支所長</u>

3 施行期日について

公布の日から施行します。

議案第 2 号関係

町税条例の一部改正について

1 提案の理由について

地方税等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)等が公布されたことに伴い、町税条例(昭和30年福島町条例46号)の一部を改正しようとするものであります。

2 改正の内容について

主な改正内容は次のとおりですが、条例改正に伴い生じた条項の追加による条項ずれ及び規定の整備についても併せて改正しようとするものです。

(1) 個人所得課税関係(主な内容)

① 給与所得控除・公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を同額引き上げることに伴い、障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する個人住民税の非課税措置の前年の合計所得金額要件について、現行の125万円以下を135万円以下に改正する。【平成33年1月1日施行】

(参考 ～ 個人住民税の基礎控除額 現行33万円 → 改正43万円)

② 控除対象配偶者の定義変更に伴う規定であり、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改正する。【平成31年1月1日施行】

(2) 地方たばこ税関係

① たばこ税の引き上げについて

たばこ税の税率を引き上げる。なお、実施時期については、激変緩和の観点等への配慮から平成30年10月1日から平成33年10月1日までに3段階で引き上げを行う。

【平成30年10月1日、平成32年10月1日、平成33年10月1日施行】

◎たばこ税の改正について

(税率:1,000本当たり)

区 分	現 行	改 正 案		
		H30.10.1	H32.10.1	H33.10.1
地方たばこ税	6,122 円	6,622 円	7,122 円	7,622 円
道たばこ税	860 円	930 円	1,000 円	1,070 円
町たばこ税	5,262 円	5,692 円	6,122 円	6,552 円
国のたばこ税(参考)	6,122 円	6,622 円	7,122 円	7,622 円

※ 国及び地方のたばこ税率を1本当たり3円の引上げとなりますが、消費者・小売店等への影響に配慮し、平成30年10月1日から1本当たり1円(1箱あたり20円)ずつ3回に分けて段階的に実施します。

② 加熱式たばこについて【平成30年10月1日施行】

ア 課税区分の新設について

近年急速に市場が拡大している加熱式たばこについて、地方税法上の喫煙用の製造たばこの区分として、「加熱式たばこ」の区分を設ける。

(現行制度では、加熱式たばこは「パイプたばこ」の課税区分である)

イ みなし製造のたばこの整備について

加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品等は、製造たばことみなして地方税法の規定を適用し、この場合の製造たばこの区分は加熱式たばことする。

3 施行期日について

規定の整備については公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用します。また、上記の各項目に応じて定める日から施行します。

議案第3号関係

福島町国民健康保険税条例の一部改正について

1 提案の理由について

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)及び国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(昭和33年政令第362号)の施行に伴い、福島町国民健康保険税条例(昭和35年福島町条例12号)の一部を改正しようとするものであります。

2 改正の内容について

(1) 課税額に係る内容の改正(第2条関係)

平成30年度からの国民健康保険都道府県広域化に伴い、課税額の内容として基礎課税額、後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に係る部分について、国保事業費納付金として納付するよう改正を行うものです。

※基礎課税額の場合

- ・ 現行～国民健康保険に要する費用に充てるための保険税の課税額
- ・ 改正～国民健康保険事業費納付金に充てるための保険税の課税額

(2) 課税限度額及び軽減判定所得の改正

①課税限度額の改正(第2条第2項関係)

区 分	改正前	改正後	増 減
基礎課税分(医療保険)	54万円	58万円	4万円増
後期高齢者支援金等分	19万円	19万円	—
介護納付金課税分	16万円	16万円	—
合 計	89万円	93万円	4万円増

②低所得者に係る軽減の拡充(第23条関係)

★5割軽減基準額

- ・ 改正前～基準額33万円+**27万円** ×(被保険者数等)
- ・ 改正後～基準額33万円+**27.5万円** ×(被保険者数等)

★ 2割軽減基準額

- ・ 改正前～基準額 33万円 + 49万円 × (被保険者数等)
- ・ 改正後～基準額 33万円 + 50万円 × (被保険者数等)

3 施行期日について

- (1) 公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用します。
- (2) この条例による改正後の福島町国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 4 号関係

福島町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 提案の理由について

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が平成 30 年 4 月 1 日に施行されました。

当該条例がこの基準府令と同様の規定としていることから、基準府令に準じた改正をするものであります。

2 改正の内容について

第 15 条第 1 項第 2 号中、「同条第 9 項」を「同条第 11 項」に改正するものです。

3 施行期日について

公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用します。

■議案第5号関係 平成30年度一般会計補正予算(第2号) 事務事業別説明資料

課名 教育委員会事務局(生涯学習)

議案 ページ	新 継	教育費 4項:社会教育費 1目:社会教育総務費		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減等)	
		事業・事業予算名	予 算 額			
		補正前の額	補正額	補正後の額		
		798	2,500	3,298 道支出金	2,500	
54	継					<p>【事業目的】 芸術・文化事業の推進</p> <p>【主な増減】 負担金・補助及び交付金2,500(任意団体助成金)</p> <p>【事業内容等】 平成30年度コミュニティ助成事業に係る福島構綱太鼓保存後援会への団体助成金交付のため。以下、コミュニティ助成事業で修理予定内容。</p> <p>①長胴太鼓(耳付1尺5寸):10張 ②長胴太鼓(耳付1尺8寸):1張 ③桶胴太鼓(3尺):1張 ④並附太鼓:3張 ⑤二丁樹太鼓:1張 ⑥長胴太鼓用平置台(1尺5寸):10台</p>

課名 総務課(財政)

議案 ページ	新 継	諸支出金: 2項:特別会計繰出金: 1目:繰出金		財源内訳	説明(事業の目的・主な増減)	
		事業・事業予算名	予 算 額			
		補正前の額	補正額	補正後の額		
		205,425	3,831	209,256 一般財源	3,831	
54	継					<p>【事業目的】 各特別会計への一般会計負担分</p> <p>【主な増減】 繰出金3,831(国保会計△1,989、町立診療所会計5,820)</p> <p>【事業内容等】 国保会計は、レセプト点検業務を臨時職員から業者委託に変更したことによる減額、町立診療所会計は、開設に向けた経費補正計上に係る不足額に対する追加。</p>

(単位:千円)

議案第7号関係

福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算関係について

1 職員募集等について

職員の募集については、3月会議において事前に説明しておりますが、3月20日に職員募集を開始し、4月20日締め切りで進めております。

募集人員は、看護師及び准看護師3名、事務員2名とし、4月16日現在、看護師1名、准看護師2名、事務員には4名の応募があり、5月上旬には面接試験を予定しているところであります。

なお、診療所の職員体制につきましては、医師1名、看護師3名、事務職員2名体制とする予定であります。また、診療所開設に向け4月には再任用職員1名を診療所担当職員として福祉課に配属したところであり、事務長については開設後、福祉課長が兼務する予定であります。

2 医師住宅建設について

開業後は、当面、光銭医師は木古内町の自宅から通勤して勤務することとしておりますが、冬期間等今後の状況を考慮し、医師とも協議のうえ町有地に医師住宅を建設することとし、年内の完成を目指し、本会議に設計費を、6月会議には建設工事費を補正計上する予定としております。

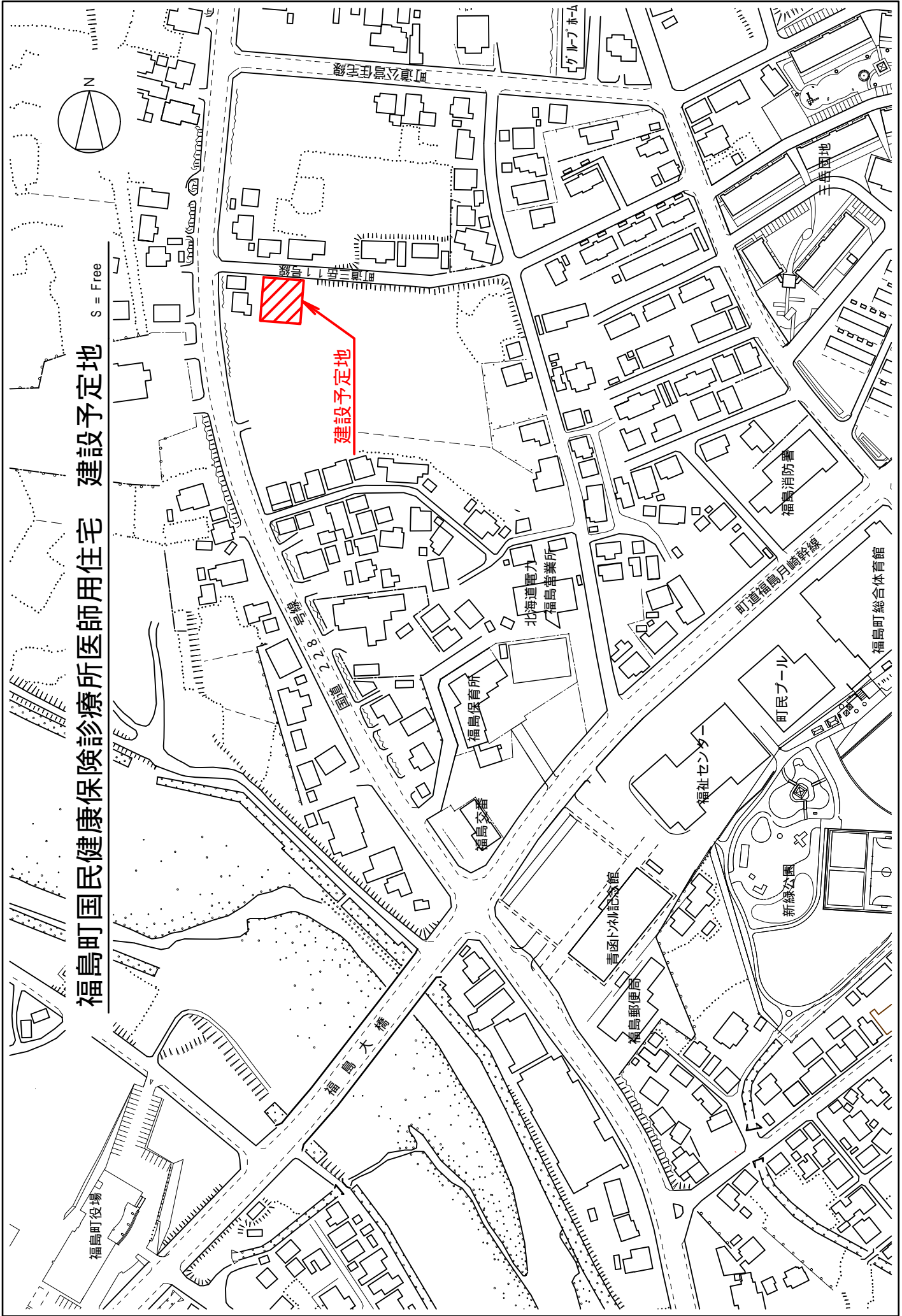
- (1) 建設予定地 福島町字三岳92番地1
- (2) 構造 木造・平屋建
- (3) 延床面積 約26坪(予定)

3 今後のスケジュール(予定)

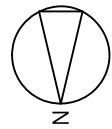
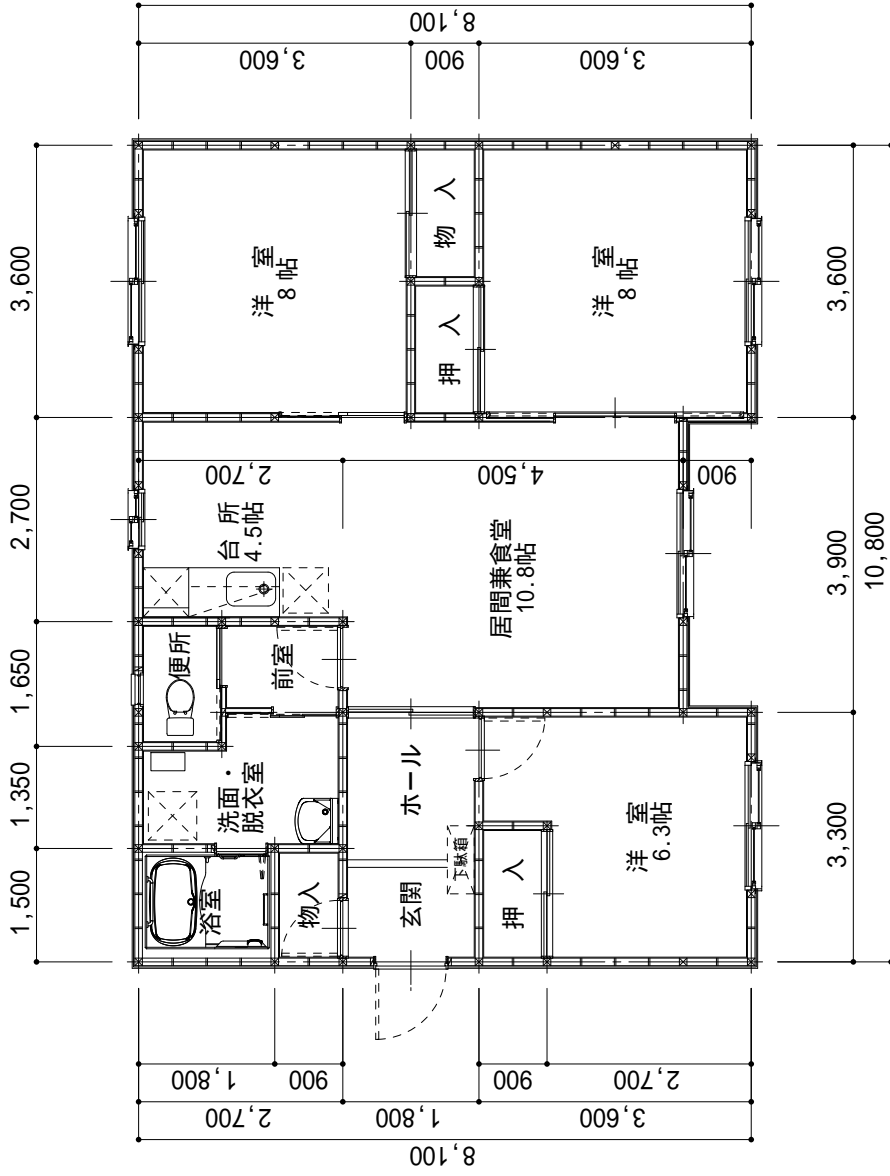
- (1) 5月上旬 診療所開設届(渡島保健所)
- (2) 5月中旬 保健医療機関指定申請(北海道厚生局)
- (3) 6月15日 診療所開設(予定)
- (4) 6月19日 6月会議提案(医師住宅建設予算)

福島町国民健康保険診療所医師用住宅 建設予定地

S = Free



福島町国民健康保険診療所医師用住宅 参考平面図 S=1/100



参考延べ床面積 A = 83.97㎡ (約26坪)